

大阪市 P D C A サイクル推進要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、成果を意識した市政運営の実現に向けて、市の施策及び事業において計画 (Plan)、実施 (Do)、点検 (Check) 及び改善 (Action) を繰り返すマネジメントサイクル (以下「P D C A サイクル」という。) を適切かつ着実に推進するための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 局 大阪市市長直轄組織設置条例 (平成 24 年大阪市条例第 12 号) 第 1 条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例 (昭和 38 年大阪市条例第 31 号) 第 1 条に掲げる組織 (I R 推進局を除く。)、危機管理監の内部組織、会計室、消防局、交通局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局及び中央卸売市場
- (2) 局長 局の長 (危機管理監の内部組織にあつては、危機管理監をいう。) をいう。
- (3) 運営方針 区長及び局長が、目標像及び使命に沿って設定した主な経営課題を解決するために、毎年度定める戦略及び具体的取組をいう。
- (4) 大規模事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 市が事業主体である次表の左欄に掲げる事業 (都市計画の決定又は変更を伴わないものに限る。) で、その全体事業費がそれぞれ同表の右欄に掲げる額以上のもの。
ただし、次の事業については除くことができる。

- ・維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業
- ・既存施設等の建替え又は更新で用途の変更を伴わないもの。

道路・街路整備事業、都市高速鉄道整備事業、都市公園整備事業、河川整備事業、港湾整備事業、廃棄物処理施設整備事業、上水道整備事業、下水道整備事業、住宅整備事業、市街地再開発事業又は土地区画整理事業等の市街地の開発事業	10 億円
上欄に掲げる事業以外の建設事業又は整備事業	用地取得費を除き 10 億円

イ 市長が特に必要と認める建設事業又は整備事業。

(推進方法)

第 3 条 P D C A サイクルを推進するため、運営方針及び大規模事業の評価並びに事業再評価を実施する。

(運営方針の評価)

第 4 条 運営方針の評価は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

- (1) 区長及び局長は、毎年度当初に前年度の運営方針の取組実績を踏まえ、具体的取組の業績目標の達成状況、具体的取組の戦略に対する有効性、戦略のめざす成果の達成

状況及び戦略のめざす成果に対する有効性について総合的に評価する。

- (2) 市政改革室長は、前号の規定による評価の結果の妥当性について、全市的な観点から評価する。
- (3) 前2号の規定による評価の結果のうち、区長の定める運営方針に関するものについては区政会議において、局長の定める運営方針に関するものについては大阪市PDCAサイクル推進有識者会議において、それぞれ委員の意見を聴く。
- (4) 区長及び局長は、毎年9月末頃に、当該年度の運営方針の4月から8月までの取組実績を踏まえ、具体的取組の業績目標の達成見込み及び戦略のめざす成果に対する有効性について評価する。
- (5) 区長及び局長は、第1号、第2号及び前号の規定による評価並びに第3号の規定による意見聴取の結果を活かして、次のとおり目標設定を行い、予算編成の前提となる次年度の運営方針を策定する。
 - ア 経営課題を解決するための戦略ごとに成果を客観的・定量的に表す指標を設定する。
 - イ 戦略を実現するための具体的取組ごとに1年間に実施する業務量を客観的・定量的に表す指標を設定する。

(運営方針に定められた取組以外の業務についてのPDCAサイクルの推進)

第5条 区長及び局長は、前条の規定による運営方針評価や策定の取組を踏まえて、運営方針に記載された具体的取組以外の業務についてPDCAサイクルの推進状況を適宜点検し、施策及び事業の成果を意識した業務運営を行うものとする。

(大規模事業の評価)

第6条 大規模事業の評価は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

- (1) 市政改革室長は、対象事業ごとに、評価の時期、視点及び方法その他評価の実施に関する基本的な事項について定める。
 - (2) 局長は、前号の規定により定められたもの（以下「大規模事業評価実施方針」という。）における評価の視点に基づき分析する。
 - (3) 局長は、大規模事業評価実施方針及び前号の規定による分析の結果について、大阪市の建設事業評価有識者会議（以下「建設事業評価有識者会議」という。）において委員の意見を聴き、当該事業を実施することが適切であるかどうかを判定する。
- 2 大規模事業の評価は、当該事業に係る事業着手のための経費を計上する年度の予算を編成するまでに実施するものとする。

(事業再評価)

第7条 事業再評価の対象は、維持管理や災害復旧に係るものを除き、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が国庫補助金の交付を受ける事業で、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「行政評価法」という。）第7条第1項に基づき、行政機関（行政評価法第2条第1項に定めるものをいう。）の長が定める事後評価の実施に関する計画において対象となるもの

- (2) 市が事業主体である事業（以下「市の事業」という。）で、事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工又は継続中のもの（再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び一定以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除く。）
- (3) 事業再評価を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業（再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び一定以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除く。）
- (4) その他市長が特に必要と認める市の事業

2 事業再評価は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

- (1) 市政改革室長は、毎年度、対象事業、評価の時期、視点及び方法その他評価の実施に関する基本的な事項について定める。
- (2) 局長は、前号の規定により定められたもの（以下「事業再評価実施方針」という。）における評価の視点に基づき分析する。
- (3) 局長は、事業再評価実施方針及び前号の規定による分析の結果について、建設事業評価有識者会議において委員の意見を聴き、当該事業を継続することが適切であるかどうかを判定する。

3 事業再評価は、当該事業が第1項各号のいずれかに該当することとなる年度において、翌年度の予算を編成するまでに実施するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、PDCAサイクルの推進に関し必要な事項は、市政改革室長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 大阪市行政評価実施要綱（平成18年3月23日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成25年4月19日）

この改正は、平成25年4月19日から施行する。

附 則（平成26年10月1日）

この改正は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日）

この改正は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。